

COPY

事務連絡
平成21年2月9日

都道府県
各 精神保健福祉主管課（室） 御中
指定都市

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部精神・障害保健課

療育手帳所持者に対する精神障害者保健福祉手帳の交付について

平素より精神保健福祉行政に御尽力をいただき厚く御礼申し上げます。
さて、標記の件につきまして、別紙1のとおり岐阜県からの照会に対しまして、別紙2のとおり回答しましたので参考までに通知します。
貴都道府県・指定都市におかれましても、本回答を踏まえ、精神障害者保健福祉手帳の交付事務の適切な運用に留意願います。

【照会先】

厚生労働省 社会・援護局
障害保健福祉部 精神・障害保健課
障害保健係 川田、有川（内線：3065）
TEL：03-5253-1111
FAX：03-3593-2008

(別紙1)

保医第1375号
平成21年2月4日

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部 精神・障害保健課長様

岐阜県健康福祉部保健医療課長



精神障害者保健福祉手帳と療育手帳の交付について（照会）

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下法という）第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付事務について、下記のとおり疑義がありますので、ご回答くださるようお願いします。

記

法第45条第1項に、精神障害者保健福祉手帳の交付を申請できる精神障害者について、知的障害者を除くと記載されていることについて、療育手帳保持者を除くと判断してよいのか。

理由

- 1 精神保健福祉法詳解（中央法規出版 精神保健福祉研究会監修）第2編逐条解説の（精神障害者保健福祉手帳）第45条（1）の解釈には、知的障害者については知的障害者福祉法に基づく福祉の措置が講じられていることから、本章（第六章保健及び福祉）及び次章（第7章精神障害者社会復帰促進センター）において対象から除くこととしたものであるとの記載がある。
- 2 知的障害者について、法律上に一般的な定義がなく、療育手帳は知的障害があると認定されると発行される手帳であることから、療育手帳保持者を知的障害者と同意語と考える。

(別紙2)



障精発第 0209001 号
平成 21 年 2 月 9 日

岐阜県健康福祉部保健医療課長 殿

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部

精神・障害保健課長



精神障害者保健福祉手帳と療育手帳の交付について（回答）

平成 21 年 2 月 4 日保医第 1375 号をもって照会のあった標記について、下記のとおり回答する。

記

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 45 条に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付における知的障害者の取扱いについては、療育手帳を有する知的障害者が、知的障害以外の精神疾患を併せて有しており、その精神障害により精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和 25 年政令 155 号）第 6 条で定める状態にあると認めたときは、精神障害者保健福祉手帳の交付対象となるものであると解される。

（参考）

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）（抄）

第四十五条 精神障害者（知的障害者を除く。以下この章及び次章において同じ。）は、厚生労働省令で定める書類を添えて、その居住地（居住地を有しないときは、その現在地）の都道府県知事に精神障害者保健福祉手帳の交付を申請することができる。

2 都道府県知事は、前項の申請に基づいて審査し、申請者が政令で定める精神障害の状態にあると認めたときは、申請者に精神障害者保健福祉手帳を交付しなければならない。

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和二十五年政令第百五十五号）（抄）

第六条 法第四十五条第二項に規定する政令で定める精神障害の状態は、第三項に規定する障害等級に該当する程度のものとする。

2 精神障害者保健福祉手帳には、次項に規定する障害等級を記載するものとする。

3 障害等級は、障害の程度に応じて重度のものから一級、二級及び三級とし、各級の障害の状態は、それぞれ次の表の下欄に定めるとおりとする。

障害等級 精神障害の状態

一級 日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの

二級 日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの

三級 日常生活若しくは社会生活が制限を受けるか、又は日常生活若しくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度のもの